別紙

諮問第1461号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「御庁が平成31年4月9日付31福保医安第24号で示した〇〇病院への臨時立入調査の結果・通知の裏付けとなる詳細資料(臨時立入調査実施で作成した調査項目票及び結果、現地で記録した調査対象ごとの記録等含む)」の開示を求める開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、東京都知事が令和元年12月19日付けで行った非開示決定(以下「本件非開示決定」という。)について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る公文書は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、又は特定はできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例7条2号に該当する。

以上の理由から、当該公文書について、非開示決定としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年2月26日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年4月21日に実施機関から理由説明書を、同年7月30日に審査請求人から意見書を収受し、令和3年7月28日(第220回第二部会)から同年11

月26日(第223回第二部会)まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書の特定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書として「患者に関する診療記録」 (以下「本件対象公文書」という。)を特定し、本件非開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象公文書以外にも公文書が存在するとして 審査請求をしているので、審査会は、本件対象公文書の特定の妥当性について判 断する。

医療法(昭和 23 年法律第 205 号) 25 条1項によると、都道府県知事は、必要があると認めるときは、病院の管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

実施機関においては、当該規定に基づき、「医療法第25 条第1項の規定に基づく東京都立入検査実施要綱」(平成 20 年4月 25 日付 19 福保医安第 1086 号)を作成している。そして、当該要綱に基づき本件開示請求にて言及されている〇〇病院への臨時立入検査(以下「本件臨時立入検査」という。)を行った。

実施機関の説明によると、本件臨時立入検査の結果としての当該病院への指導通知(以下「本件指導通知」という。)を作成するに当たり、医療法及び厚生労働省の通知と、当該病院から収集した診療記録の複写を照らし合わせながら、記載事項について確認し、不備が認められたものについては、複写した診療記録に付箋を貼るなどして、本件指導通知を作成したとしている。

これを受けて、本件指導通知について審査会が実施機関に説明を求めたところ、まず、実施機関は外部から当該病院に関する情報提供を受けたため、その提供さ

れた内容について確認すべく、本件臨時立入検査の実施を決定し、当該病院へ調査する旨を伝えた、とのことである。

次に、本件臨時立入検査では、当該病院へ立入検査実施通知を手交し、当該病院の資料確認及びヒアリングを行った。通常、立入検査の際に実施機関が診療記録を持ち帰ることはせず、その場で適宜参照するに留めるところであるが、本件臨時立入検査においては、対象となる診療記録が膨大であることから、調査に時間を要することが明白であったため、当該病院の許可を得た上で特例として診療記録を複写し、その複写した診療記録を庁舎へ持ち帰った上で、調査を継続した、とのことである。

そして、本件指導通知の実施過程において、起案から決定に至るまで、審査請求人の主張する本件指導通知の裏付けとなる詳細な資料を別途作成しておらず、本件開示請求の対象公文書に該当する公文書は複写した診療記録のみであった。通常行われる定例立入検査の際には調査票等の文書が作成されるが、本件において、それらの文書が存在しない理由は、上記のとおり本件臨時立入検査の端緒が外部からの情報提供であり、その目的及び内容は、提供された情報の事実確認等、定例立入検査とは調査の目的及び内容が異なっていたためである。加えて、本件臨時立入検査から本件指導通知まで迅速な作成・送付を意図したことから、本件指導通知の原案に口頭で説明を補足する形式で決裁を進めた、とのことである。

審査会が、実施機関に対し本件指導通知の起案文書一式の提出を求めたところ、 本件指導通知の原案及び決裁者等が記載される表紙のみで構成されていることが 確認された。

また、本件指導通知の実施過程については、他の臨時立入検査においても同様 に指導通知の原案及び口頭での補足説明にて決定が行われており、本件が特殊な 事例ではなかったことが認められる。

以上のことから、本件指導通知の裏付けとなる詳細な資料が、複写した診療記録以外に存在しないことに不自然な点は認められないため、複写した診療記録を 本件対象公文書として特定したことは妥当である。

イ 本件非開示情報の判断について

審査請求人は審査請求書等において、本件対象公文書については個人識別性の ある部分を除いて開示すべきである旨主張する。

審査会が実施機関に本件対象公文書の提出を求めたところ、実施機関は本件対象公文書である複写した診療記録を東京都文書管理規則(平成11年東京都規則第237号)2条17号に基づき「資料文書」として扱っており、同規則48条4項1号に基づき、本件指導通知をもって事務遂行上必要な期間を終了したとして、令和元年12月5日に開示請求を受け、同月19日に非開示決定を行った後、同月末に行った課内整理の際に廃棄したため提出ができない、とのことであった。

資料文書とは、同規則2条17号において、「起案文書、供覧文書、帳票、図画、写真及びフィルム」又は「第48条第1項の規定により主務課長が定めた保存期間が一年以上の収受文書」以外の公文書をいうと規定され、同規則48条4項1号において、保存期間は、「一年未満の期間内において事務遂行上必要な期間の終了する日」と規定される公文書である。

審査会は、事務局をして実施機関事務室における、本件対象公文書の存否について調査を行ったが、その存在を確認することはできなかった。

審査会としては、実施機関の行った開示決定等の判断の当否や非開示情報の対象公文書への記載の有無等を確認するためには、対象公文書を審査会が実際に見分すべきとの立場であり、それが条例26条に基づく審査会の調査権限に係るインカメラ審理手続を認める趣旨であると考える。

一方で、本件対象公文書とは、実施機関が○○病院の診療記録を複写し、保管 していた文書、つまり複写した診療記録である。

診療記録は、医師法(昭和23年法律第201号)、医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)及び保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)において記載事項が定められている。医師法施行規則23条では、診療記録の記載事項を「一 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢」、「二 病名及び主要症状」、「三 治療方法(処方及び処置)」、「四 診療の年月日」と規定している。

そこで、実施機関に対し、事務局をして本件対象公文書の内容を聴取させたところ、複写した診療記録には、「患者情報(ID、氏名、生年月日、性別、電話番号、現住所)、保険情報、診療科、病名、開始日、転帰日、登録日時、入力者、最終更新日時、最終更新依頼医、最終更新者、転帰入力日時、転帰依頼医、転帰者、診察日・時刻及び診療経過記録」についての記載があった、とのことであった。

また、実施機関は事務処理上の必要性から本件対象公文書の廃棄前にその一部を抽出したメモを作成しており、審査会が当該メモの提出を受け、これを見分したところ、同メモに記載された本件対象公文書の情報は入院患者の情報であり、その内容は、氏名、性別及び心身の状況、時系列に沿った観察・処置結果並びに傷病歴といった個人に関する記録が網羅されたものであった。

ウ 本件非開示情報の非開示の妥当性について

これらを受けて審査会で検討するに、本件対象公文書は、法令等に基づく記載 事項が定められていること、入院患者に関する情報であり個人の人格と密接に関 わる個人情報を含む文書であること、実施機関から本件対象公文書に関連するメ モの提出を受け、及び本件対象公文書の内容について聴取していることを踏まえ、 対象公文書を見分しないで判断を行わざるを得ないことは極めて例外的ではある ものの、本件審査請求においては本件非開示情報の非開示妥当性について判断す ることは可能であると考える。

本件対象公文書の情報について実施機関から聴取した内容及び抽出したメモを 見分した上で検討するに、当該公文書は法令等で定められる記載事項を全て含ん でおり、当該公文書の情報は入院患者の情報そのものであり、その中には、氏名、 性別及び心身の状況、時系列に沿った観察・処置結果並びに傷病歴といった個人 に関する一連の情報が網羅的に記載されているものであると認定できる。

これらの情報は、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと言える。また、特定の傷病者の取扱いに関する具体的で詳細な事項が記載されており、その記載内容等を相互に照合することにより、全体とし

て特定の個人を識別することが可能であり、部分的な開示を行うことができない 特質を持つ情報であると認められる。

したがって、本件対象公文書は個人の人格と密接に関わる個人情報を含む公文 書であることから、条例7条2号に該当し、その内容及び性質から同号ただし書 のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、前記のとおり、開示請求を受け、非開示決定がなされたにもかかわらず、本件対象公文書を実施機関が廃棄したため、審査会で本件非開示決定の判断がなされた公文書を見分できずに判断を行わざるを得なかったことは甚だ遺憾である。

実施機関は本件対象公文書について、本件指導通知をもって、保存期間満了と判断 し、廃棄した旨説明している。

しかし、この複写した診療記録は、本件対象公文書として本件非開示決定がなされたことにより、東京都文書管理規則に基づく非開示決定に係る決裁文書の保存期間と 同様に3年の経過を待った上で、廃棄すべきところであったと考える。

情報公開制度は、定められたルールに従った適正な公文書管理が行われることを当然の前提としており、それがなければ、条例の適正かつ円滑な運用、ひいては条例の 目的である公正で透明な行政の推進も成り立たない。

今後は、実施機関において、情報公開制度の本旨に鑑み、開かれた都政の実現のためにも、適正な公文書管理の徹底に取り組むことを強く望むものである。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子